

鹿 児 島 県 公 報

令 和 7 年 7 月 11 日 (金) 第 633 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定の解除予定	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定の解除予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	2
○道路の区域の変更 (2件)	(道路維持課取扱い)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(南薩地域振興局取扱い)	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(始良・伊佐地域振興局取扱い)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件)	(大隅地域振興局取扱い)	3
	(大島支庁取扱い)	4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 471 号

森林法 (昭和 26 年 法 律 第 249 号) 第 25 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る。

令 和 7 年 7 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
霧島市国分川原字藁塞496番, 497番2, 字鷹原615番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 472 号

森林法 (昭和 26 年 法 律 第 249 号) 第 26 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 の 指 定 を 解 除 す る 予 定 で あ る。

令 和 7 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
薩摩川内市サーキュラーパーク一丁目 6 番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第473号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
西之表市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 7 年 7 月 11 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	東郷西方港線	薩摩川内市湯田町字湯大丸 6777番5地先から同市湯田 町字多出迫6283番地先まで	前	4.5～28.6	699.1
			前	9.5～87.3	591.0
			後	9.5～87.3	591.0

鹿児島県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 7 年 7 月 11 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	穎娃宮ヶ浜線	南九州市穎娃町郡字烏帽子 下7066番1地先から同市穎	前	6.7～11.1	96.5
			後	5.4～13.8	96.5

	娃町郡字建堀7094番地先ま で			
--	---------------------	--	--	--

鹿児島県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和7年7月11日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	颯娃宮ヶ浜線	南九州市颯娃町郡字烏帽子下7066番1地先から同市颯娃町郡字建堀7094番地先まで	令和7年7月11日

南薩地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和7年7月11日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス潮騒の郷	南九州市知覧町塩屋14632番地7	株式会社潮騒	南九州市知覧町郡8028番地	青木 秋男	令和7年7月1日	生活介護

始良・伊佐地域振興局告示第25号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和7年7月11日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ビジョンステップはなまる	始良市加治木町木田2240番48	株式会社ニュートラル	始良市蒲生町下久徳1573番2	内田めぐみ	令和7年5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和7年7月11日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

ソーシャルインクルーホーム鹿屋新川町	鹿屋市新川町 905	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	松下 展千	令和 7 年 7 月 1 日	共同生活 援助
--------------------	------------	----------------	-------------------	-------	----------------	---------

大島支庁告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 7 月 11 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
憩いの森ゆしきや	大島郡知名町大字下平川725番地	株式会社憩いの森	大島郡知名町大字下平川725番地	吉田 森広	令和 7 年 7 月 1 日	生活介護